

栃木県飼料自給率向上戦略会議設置要領

H17.7.13

一部改正 H18.6.23

一部改正 H19.7.11

一部改正 H21.5.21

一部改正 H26.1.9

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現のためには、国、地方公共団体、関係団体、生産者等の関係者が、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

このため、これらの関係者から構成される「飼料自給率向上戦略会議」（農林水産副大臣主催）及びその下に、都道府県から構成される「都道府県飼料自給率向上戦略会議」が平成17年5月12日に設立された。

これを受け、本県においても、栃木県飼料自給率向上戦略会議（以下「県戦略会議」という。）及び地域飼料自給率向上戦略会議（以下「地域戦略会議」という。）を設置し、飼料自給率向上に向けた計画的な推進を図るとともに、実効性のある取組を積極的に展開する。

2 構成

(1) 県戦略会議

ア 戦略会議（議長 栃木県農政部次長）

構成員：下記関係団体・機関の長

関係団体 （公財）栃木県農業振興公社、栃木県農業協同組合中央会、
栃木県農業再生協議会、（公社）栃木県畜産協会、
全国農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県開拓農業協同組合、
酪農とちぎ農業協同組合、栃木県酪農業協同組合、
（一社）栃木県食品産業協会

関係機関 農政部関係各課、農業振興事務所、家畜保健衛生所、
畜産酪農研究センター

イ 実務担当者会議（議長 畜産振興課長）

構成員：上記関係団体・機関の担当者

(2) 地域戦略会議

構成員

関係団体 農業協同組合、酪農業協同組合

関係機関 農業振興事務所、市町

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた会議の開催
- (2) 飼料自給率向上を図るための現地検討会・研修会等の開催
- (3) 飼料用稲（稲発酵粗飼料、稲わら）、飼料用米、放牧、飼料生産の外部化、エコフィード等の実態調査及び需給マップの作成
- (4) 需給マップによる仲介・斡旋活動
- (5) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局は、県戦略会議は栃木県農政部畜産振興課、地域戦略会議は農業振興事務所におく。